

多様な主体によるまちづくりの一層の推進に向けて

# はじめに

西東京市では、「西東京市市民参加条例(平成14年10月施行)」や「市民活動団体との協働の基本方針(平成19年度策定)」に基づき、これまで、地域住民や事業者の皆様と共に地域の課題解決に向けた協働によるまちづくりを積極的に進めてまいりました。

平成31年3月には、市の最上位計画である第2次総合計画・後期基本計画を策定する中で、「多様な世代の活動・交流の促進」等を掲げた「健康都市プログラム」を策定しました。

「健康なまち」を目指す本市にとって「協働」は欠かせないキーワードであります。

少子高齢化がますます進む中で懸念される、働き手・担い手不足の問題を解消し、地域社会をいかに維持するかが問われています。

平成27(2015)年には、国連総会にてSDGs(Sustainable Development Goals:17のゴール・169のターゲットから構成される持続可能でよりよい世界を目指す国際目標)が示されました。このような状況下において、持続可能な地域社会の構築に向けて多様な主体との協働や連携した取組の重要性も増しています。

今回の改訂につきましては、この間の協働を取り巻く環境の変化に対応すると共に、協働のまちづくりの推進に向け、学識経験者を含めた6名の市民による検討委員会、庁内の管理職による検討委員会をそれぞれ立ち上げ、相互に連携を図りながら検討を重ねてまいりました。

地域における活動の担い手が多様化し、それぞれの特色を生かした地域活動が展開されていることから、協働のパートナーについて、従来の対象団体に加え市民の皆様、自治会・町内会、教育研究機関の他、企業等にまで範囲を広げ再定義し、あわせて方針のタイトルを「市民活動団体との協働の基本方針」から「市民と行政の協働に関する基本方針」へと改めました。

西東京市は、第2次総合計画・後期基本計画に基づき、健康都市プログラムの一つでもある「協働のまちづくりの推進」を進めるため、今回改訂した「市民と行政の協働に関する基本方針」を羅針盤とし、「市民」と「行政」が互いに地域づくりの目標に向かって対等な協力関係のもと、さらなる協働の推進に向け取り組んでまいります。

# 目次

1	協働についての基本的な考え方	1
	(1) なぜ、協働が必要なのか	1
	(2) 協働の定義	1
	(3) 協働に適した事業とは	3
	(4) 協働の効果	4
	(5) 協働でめざすまちの姿・まちづくり	5
	(6) 協働のパートナー	6
	(7) 協働の形態	7
	(8) 協働の原則	9
2	協働を推進するための5つの方針	10
	基本方針1 相互理解の促進	11
	基本方針2 協働しやすい環境の整備	12
	基本方針3 協働で行う事業の検討・拡充	13
	基本方針4 協働を推進する庁内体制の強化	15
	基本方針5 協働で行う事業の客観的な評価システムの構築	16